

秋田県告示第245号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年5月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届出事項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
男鹿市野石字鳥屋場長根75番地2 佐藤 優 男鹿市野石字天山10番地197 和田 秀晴	野石	秋田県漁業協同組合	平成26年5月16日から同月30日まで	男鹿市野石字中台74-210番地先 秋田県漁業協同組合若美支所